

消費者の視点で米を適正に流通させるために 平成22年10月1日から米トレーサビリティ法が施行されます。

農家の皆さん、
食品事業者の皆さんへ

(米や米加工品の取引等の記録の作成・保存と産地情報の伝達が義務づけられます。)

■対象は生産者と、米や米加工品取扱事業者です。

- (1) 米販売農家、農協、米販売店
- (2) 米やご飯を提供する飲食店
小売店（スーパー、農産物直売所）、
食品製造・卸売業者など。

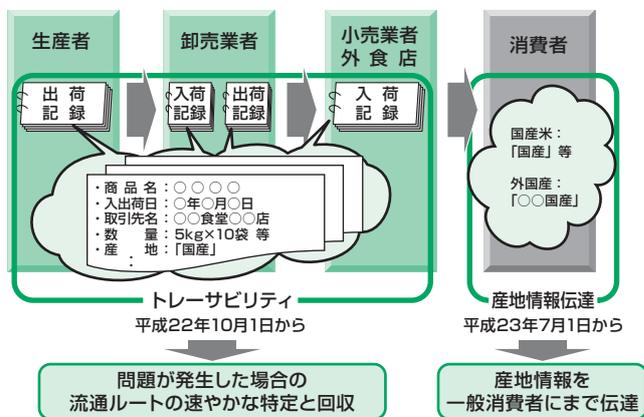
■対象品目は？

- (1) 玄米、精米
- (2) ご飯料理…白飯、おかゆ、赤飯、弁当、寿司、
おにぎり、炒飯、オムライス、ドリアなど。
- (3) その他…米粉、米こうじ、もち、だんご、
米菓（煎餅等）、清酒、単式蒸留焼酎、みりんなど。

■何をしなければならないのか？

- (1) トレーサビリティ（取引等の記録の作成・保存）……平成22年10月1日施行
米や米加工品を、①取引（譲受け、譲渡し）、②事業所間の移動（搬出、搬入）、③廃棄または亡失したときの
記録を作成し保存します。

記録の例のように必要事項が記載された納品書、取引伝票、送り状、規格書、帳簿等を保存すれば、『記録の作成と保存』になります。保存期間は原則3年間（賞味期限等により3か月や5年になります。）※集荷業者に出荷している米販売農家の方は、業者から発行される、必要な事項が記載された荷受明細書等を保存してください。



記録の例

NO	商品コード	商品名・規格	数量	単価	金額
1	AXXXXXX	〇〇県産〇七カリ (10kg)	4	xxx	XXXXX
2	BXXXXXX	〇〇県産〇れんそ	10	xxx	XXXXX
3	CXXXXXX	〇〇県産長ネギ AM	5	xxx	XXXXX
4	DXXXXXX	〇〇県産ミニトマト M	10	xxx	XXXXX
5	EXXXXXX	〇〇県産レタス LL	20	xxx	XXXXX
備考		計			XXXXXXXX
		合計			XXXXXXXX
		消費税等			XXXXX
		総合計			XXXXXXXXXX
指図No. .		納品重量計			40.00

- 取引先の名称又は氏名
- 年月日：搬入・搬出した日
(困難な場合は、受発注日等でも可)
- 搬出入した場所
(取引先住所と異なる場合に記載)
- 数量：取引において通常用いている単位
- 品名：取引において通常用いている名称
- ※※
産地：「国産」「〇〇国産」
「〇〇県産」等と記載
- ※※平成23年7月1日より前に、
①国内で生産されたものについては、生産者から譲渡されたもの
②輸入されたものについては、国内需要者等に譲渡されたもの
については、対象外です。

食品事故等に迅速に対応するため、「米・米加工品」以外についても、取引等の記録の作成・保存を行うことが期待されます。(義務化は「米・米加工品」のみ。)

入荷時の伝票では、この欄の事業者名が取引先の名称、氏名となります。

- (2) 産地情報を消費者に伝達します……(平成23年7月1日施行)
どのように伝達するのか→①商品包装に記載する ②メニューに記載する ③店内に掲示する
表示内容は→産地が国内ならば「国産」、「国内産」、「〇〇県産」など。産地が外国ならば「〇〇国産」。

関東農政局栃木農政事務所食糧部計画課 ☎028-633-3426
米トレーサビリティ法についての情報は、下記のホームページをご覧ください。
http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/kome_toresa/index.html
栃木県農政部経済流通課マーケティング対策班 ☎028-623-2298